

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」
2. 案の公表の日 令和4年9月1日
3. 意見提出期間 令和4年9月1日から令和4年10月1日まで
(公表をした日の翌日から起算して30日間)
4. 意見提出実績 総数0件
5. 特定個人情報保護評価書案の修正について 別紙のとおり
6. その他
本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。
7. 問い合わせ先 杉並保健所保健予防課保健予防係
電話 03-3391-1025

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)の修正一覧

別紙

No.	該当ページ	項目	特定個人情報保護評価書(案)	修正後の記載(修正は下線部)	修正理由
1	P16	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	下記、⑥委託者名の項の記載より確認できることを記載する。	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「 <u>V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先</u> 」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
2	P19	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<杉並区における措置> 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。	<杉並区における措置> 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバへのアクセスはパスワード等により保護する。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
3	P19	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	3 保管期間については予防接種法に定められる期限までとし、期限を過ぎたものは消去する。	3 保管期間については予防接種法に定められる期限までとし、期限を過ぎたものは消去・ <u>廃棄</u> する。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
4	P24	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。	・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証等の提示により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
5	P24	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、 <u>処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</u>	・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、 <u>使用後直ちに消去する。記録データが消去済であることを、消去処理者とそれ以外の者で確認する。</u>	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
6	P24	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・システム起動に必要なソフトウェアは、 <u>情報政策課</u> への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	・システム起動に必要なソフトウェアは、 <u>情報管理課</u> への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	組織改正による修正。
7	P24	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された <u>通信回線</u> を使用する。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された <u>通信</u> を使用する。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。

No.	該当ページ	項目	特定個人情報保護評価書(案)	修正後の記載(修正は下線部)	修正理由
8	P26	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <u>また、管理者権限を持つ職員が、人事異動情報その他の権限失効に関する情報を得た段階で、随時、異動した職員等の利用者IDのパスワードを変更し、その権限を失効している。</u>	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
9	P26	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に定められており、当該規定に基づき確認を行っている。	・ユーザーアカウントおよびアクセス権について、「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に定められているとおり、 <u>職員等の異動、退職に伴うアカウントの登録、変更、削除等の手続き及び、業務上不要なアカウントや必要以上の権限付与がないことの棚卸しを定期的に行っている。</u>	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
10	P27	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、 <u>消去したことを複数名で確認する。</u> その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。	・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去する。 <u>消去の事実確認は、消去処理者とそれ以外の者で確認する。</u> その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
11	P27	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。	・ <u>業務に必要な</u> バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。	第三者点検の意見を踏まえ、より適切な記述に修正。
12	P30	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	・システム起動に必要なソフトウェアは、 <u>情報政策課</u> への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	・システム起動に必要なソフトウェアは、 <u>情報管理課</u> への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。	組織改正による修正。
13	P35	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、 <u>情報政策課</u> 職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、 <u>情報管理課</u> 職員による消去処理を実施し、その記録を残す。	組織改正による修正。